

# 人事労務通信



社会保険労務士事務所  
人事労務センター

〒812-0011  
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702  
☎ 092-409-4188  
Fax 092-409-4187  
Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)



## 今年も艶やかなピンク 二千年蓮（大賀蓮）開花 佐賀県みやき町・千栗土居公園



佐賀県みやき町の千栗（ちりく）土居公園には、「二千年蓮」が開花の時期を迎えています。

この蓮は、

1951年（昭和26年）に千葉県弥生時代の遺跡から発掘された3粒の蓮の実を、植物学者の大賀一郎博士が発芽させ、「大賀蓮」と命名され、のちに「二千年蓮」と命名されたものです。

この池の「二千年蓮」は、友好親善のために世界各国と日本各地に贈られたものが、めぐりめぐってこの地で、「みやき二千年蓮を見守る会」が、管理しているものです。



## 育児休業取得促進研修会 放課後デイサービス、居宅介護サービス事業所

放課後デイサービスと居宅介護サービスをおこなっているW事業所では、職員の育児休業の取得を促進するために「育児休業取得促進のための研修会」を行いました。

これは、子育て中の女性職員の皆さんの育児休業や育児休暇、配偶者が出産したばかりの男性職員の皆さんの「育児休業（パパ育休）」や育児目的休暇の説明とその取得促進を図るために開かれたものです。

社会保険労務士の林田春美さんがパワーポイ

ントを使って講義しました。

講義の後の質問タイムでは、「育児休業と育児目的休暇との違い」の質問があり、「育児休業は、子の1歳に達するまでの期間で申出した期間とれる制度、育児目的休暇は、1日単位で取得できる制度で1年間に5日間取得可能であること」などが紹介されました。

また、配偶者の出産後の育児に奮闘している男性職員からは、「制度を利用して頑張りたい」との感想も出されました。



## 紫陽花は寄り添って大輪の花となる

梅雨入りをしたばかりの庭の花は、紫陽花とガクアジサイが我が物顔に咲き誇っています。

都合よく雨もしとしと降り、花も葉もみずみずしい姿を見せてくれます。

ポチュラカやクリスマスローズもひっそりと咲いています。

待ち遠しいのは、2年前に植えたアガパンサス。やっと花芽が膨らんできましたが、開花までには、時間が掛かりそうです。



人事労務センターホームページ  
<https://roumu.b-souken.com>  
Eメール：[akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 雇用保険のマルチジョブ制度

### Q&A

Q：65歳以上の方を対象とした「雇用保険のマルチジョブホルダー制度」とは、どのような制度ですか？

A：、「雇用保険マルチジョブホルダー制度」とは、令和4年1月1日から施行された制度で、65歳以上で複数の事業所に雇用され、合わせて20時間以上働いている労働者で、一定条件を満たせば特例の雇用保険の被保険者（マルチ高年齢被保険者）になることができるという制度です。

Q：一定の要件とは、どのような要件ですか？

A：それは、以下の3つの要件です。

①複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること。

②2つの事業所（1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満）の労働時間を合計して、1週間の所定労働時間が20時間以上であること。

③2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること—の3要件です。

Q：この3つの要件を満たして被保険者になった場合には、どのようなメリットがあるのですか？

A：雇用保険の被保険者としての適用を受けることができます。例えば、離職の日以前1年間に11日以上賃金支払いの基礎となった日数のある完全な月が6カ月以上（11日に満たない場合は80時間以上）の勤務実績等があれば、被保険者であった期間に応じて30日分または50日分の一時金が支払われます。その他、育児休業給付・介護休業給付・教育訓練給付等も対象となります。

Q：具体的な手続きはどうするのですか？

A：労働者本人が自身の住居地を管轄するハローワークに申出することで、申出を行った日から雇用保険の被保険者（マルチ高年齢被保険者）となることができます。

※詳細は、お尋ね下さい。

## 令和4年度の労働保険年度更新

労働保険の年度更新は、令和3年度に概算で支払っている保険料を確定保険料としてその過不足を清算し、併せて新年度（令和4年度）の概算保険料を支払う手続きです。

年度更新の手続き期間は、6月1日から7月11日までとなっています。

今年度は、労災保険料率の変更はありませんが、ことしは、雇用保険の料率が4月1日と10月1日の年に2回改訂されます。

したがって、概算保険料の計算時に料率を4月から9月と10月から令和5年3月までの、半年分毎に計算し、年間分を算出する必要があります。



### あしがき

華の会の6月例会は、“華の会の醍醐味であるコミュニケーションが発揮される機会を”との世話役の配慮ある企画で開催されました。



自己紹介や参加するきっかけ、日常業務の紹介など和気あいあいの雰囲気の中で、感動の時間を共有することが出来ました。

参加者から、「先輩社労士から本を紹介されたことがきっかけです」との発言があり、「創設者の一人である八谷武子先生の著書“平生業成”が参加するきっかけだとの発言がありました。

八谷先生とは、華の会の世話役を仰せついていた時、お話をうかがい感動したことから、先生のこの本を皆さんにおすすめした経過もあり、その著書が“華の会”の新たな会員を拓げていることに、さらに感激した例会になりました。



### 人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-409-4188

FAX 092-409-4187

Eメール：[akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)